第6回(H25.09.17)

資料5

地域における居住支援の在り方について (主な論点)

I 地域における居住支援に求められる機能

1. ヒアリングにおいて挙げられたニーズ

関係団体からのヒアリングにおいては、障害者の地域生活を支えるために 必要な支援・資源について様々な意見が出された。これらを整理すると、お おむね以下のようなニーズが挙げられるのではないか。

- 地域での暮らしの安心感の担保
- 親元からの自立を希望する者に対する支援
- 施設・病院等からの退所・退院等、地域移行の推進
- 医療的ケア、行動障害支援等、専門的な対応を必要とする者への支援
- 医療との連携等、地域資源の活用
- 夜間も利用可能なサービス、緊急対応体制
- 障害特性に応じた施設整備

2. 求められる機能

これらのニーズから、どのような機能が求められているのかという点について検討すると、おおむね以下のように分類できるのではないか。

- 相談 (地域移行、親元からの自立)
- 体験の機会・場 (一人暮らし、グループホーム等)
- 緊急時の受け入れ・対応 (ショートステイの利便性・対応力向上等)
- 専門性 (人材の確保・養成、連携)
- 地域の体制づくり (サービス拠点、連携等)

3. 地域における居住支援の機能強化について

障害者の地域生活の支援については、障害福祉計画等に基づき取組を進めているところであるが、今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見

据えた視点に立ち、上記のような機能をさらに強化していく必要がある。

また、その際、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの独立等、生活環境が変化する節目を見据えた中長期的視点に立った継続した支援が必要である。

Ⅱ 地域における居住支援のための機能強化の進め方について

以上の観点に立ち、地域における居住支援のための機能強化については、以下のように進めていくこととすべきではないか。

1. 取組の対応方針

【地域レベルでの取組の対応方針】

○ 都道府県・市町村においては、各地域において必要な機能の整備について、各地域における議論を踏まえ、市町村や障害福祉圏域ごとの整備の在り方を定め、都道府県の障害福祉計画に位置づけ、整備を計画的に推進する。

【制度面での取組の対応方針】

- 地域における居住支援の機能強化のための制度面での方策を講じる。 例えば、
 - 相談機能や緊急時の対応に係る受入機能の整備に向けた支援
 - ・ 医療的ケアが必要な障害者等に対する専門的な支援体制の構築に向け た支援
 - ・ 生活環境が変化する節目を見据えた中長期的な視点に立った継続した 相談支援を行うことができるような体制の整備に向けた支援
 - ・ 障害福祉サービス等についての、地域生活の推進の支援の観点からの 必要な見直し

といった対応を行っていく。

2. 取組の進め方

このような対応方針に基づき、具体的には、以下のような対応を行うこと が必要となると考えられる。

【地域レベルでの取組の進め方】

○ 地域レベルでの取組の基礎とするため、それぞれの地域において、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、課題に応じてどのような機能をどれだけ整備していくかについて、各地域のニーズ、既存のサービス

の整備状況や基幹相談支援センターの設置の有無等、各地域の個別の状況 に応じ、関係者や障害当事者が参画して検討する。

(検討には「協議会」を活用することが考えられる。)

○ なお、その際、これらの機能を具体的にどのような形で地域に整備して いくかについては、

例えば

- ・ 一定の規模のグループホーム等に、これらの機能を付加的に集約して 整備する「多機能拠点整備型」
- ・ 地域において機能を分担して担う「面的整備型」 といった形態など、地域の実情に応じた柔軟な対応が考えられる。
- また、単にそれらの機能を新たに整備するだけでなく、既存の事業者の 機能強化、例えば、障害者支援施設がこれらの機能の一部を引き続き担っ たり、新たに担うといった対応も考えられる。

【制度面での取組の進め方】

制度面での対応については、

- ・ 平成 26 年 4 月のグループホームとケアホームの一元化等にあわせて対応 する事項
- ・平成27年4月に予定される障害サービス等報酬改定において対応する事項 等が考えられることから、これらについて整理して実施する。

(以上)